公　　示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について　・・・　2

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案　・・・　3

指定自動車整備事業者の行政処分について　・・・　4

指定自動車整備事業者に対する聴聞の実施について　・・・　5

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和８年１１月２６日

関東運輸局長　　澤井　俊

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２６Ａ１０

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和８年１１月４日

② 申　請　者：川崎市

③ 適 用 路 線：川崎市内均一運賃の一般路線バス全路線

④ 平均改定率：１５．０％

⑤ 現行・申請運賃比較表

（単位：円）

片道運賃		通勤定期１ヶ月	
現行	申請（上限）	現行	申請（上限）
現金・ＩＣ	現金・ＩＣ		
220	260	9,900	11,700

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から収受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所

2　事案の件名及びその番号

3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年11月26日　　関東運輸局長　澤井　俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請事案

番号　申請者　事案の概要（1．申請年月日　2．運賃適用地域名　3．申請概要）

26B59号　岩﨑　ゆり

1．令和8年10月30日

2．群馬地区（旧群馬県A地区）

3．運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を10分に短縮する。

（ア）普通車　　B運賃

公　　示

道路運送車両法第９４条の８第１項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

１．事業者の氏名又は名称及び住所
株式会社バッファロー
代表取締役　坂本　裕二
埼玉県川口市本町４丁目１番８号

２．事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
株式会社バッファロー　スーパーオートバックスＴＯＤＡ
埼玉県戸田市笹目６丁目２３番２号
認証番号　　第４－４９０８号
指定番号　　関東指第４－１２８４号

３．処分の内容
保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間　　令和８年１１月１６日　から
令和８年１２月５日　まで　２０日間

４．処分の理由
道路運送車両法９４条の５第１項、第９４条の５第４項及び第９９条の２の規定違反

令和８年１１月１３日

関東運輸局長　澤井　俊

公　　示

道路運送車両法第１０３条及び行政手続法第１３条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

１．件　　名
道路運送車両法第９４条の８第１項の規定による処分について

２．事業者の氏名又は名称及び住所
三菱ふそうトラック・バス株式会社
代表取締役　フランツィスカ・クスマノ
神奈川県川崎市中原区大倉町１０番地

３．事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
三菱ふそうトラック・バス株式会社　北関東ふそう　土浦支店
茨城県かすみがうら市上稲吉２０４４番地
認証番号　　第５－１５３０号
指定番号　関東指第５－１１５９号

４．期　　日
令和８年１１月３０日（月）１０時００分

５．場　　所
関東運輸局　自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通５丁目５７番地
横浜第２合同庁舎１８階

６．理　　由
道路運送車両法第９４条の３第１項及び第９４条の５第１項の規定違反

令和８年１１月１８日

関東運輸局長
澤井　俊